

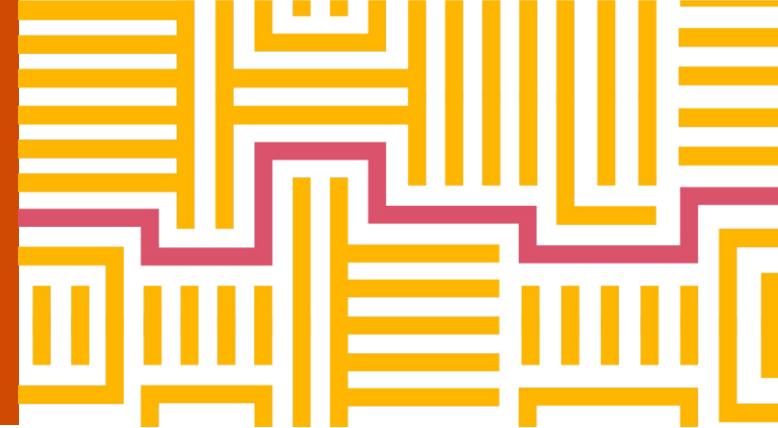
個人データ保護に関する政令13/2023/ND-CPの発行



2023年5月30日

はじめに

2023年4月17日、ベトナム政府は個人データ保護に関する新しい政令(PDPD)を公表しました。当該政令は2023年7月1日に施行されるため、施行日より前に(一部の中小企業を除く)すべての企業はデータ保護対応の現在の状況とPDPDによって導入された新しい要求事項との間のギャップ分析を行うべきと考えられます。



詳細

PDPAにより定められた主な点は以下のとおりです。

- **新しい定義・概念**

「基礎的個人データ」、「機微個人データ」、「データ処理者」、「データ管理者」など

- **データ保護の原則**

個人データは、適法性、透明性、目的の限定、データの最小化、正確性、誠実性、守秘義務および説明責任の原則に従って処理されるべきである。

- **データ主体への通知**

データ主体に対して、特に、収集される個人データの種類、収集の目的、データにアクセスできる組織などについて通知しなければならない。

- **データ主体の同意**

個人データを処理するためには、データ主体の同意を得る必要がある。同意は明示的に行われなければならず（沈黙または無回答による同意は不可）、同意は部分的または条件付きであってもよい。

データ主体は、自分の個人データにアクセスし、それを確認する権利を有する。またデータ主体が同意を撤回した場合、関連する個人データは72時間以内に削除されなければならない。



- **損害賠償請求**

データ主体は、PDPDにて定められた権利が侵害された場合、損害賠償を請求する権利を有する。また、PDPDは、データ主体の同意なしに個人データを収集、移転または販売することを違法としている。

- **インシデント通知**

データ侵害またはその他のPDPD違反から72時間以内に、データ管理者およびデータ管理者兼処理者は、PDPDにて定められたフォームを使用して、当該違反事項を（影響を最小限に抑えるために取られた措置を含めて）公安省に通知する義務を負う。

- **影響評価**

データ処理日から60日以内に、組織は個人データ保護影響評価を作成することが求められる。これは、データ管理者およびデータ管理者兼処理者に関する情報を含み、PDPDにて定められたフォームを用いる必要がある。

影響評価は、公安省（サイバーセキュリティ・ハイテク犯罪防止管理局）による評価の対象となる。当該影響評価は、組織によって処理された個人データに変更があった場合には、修正・更新する必要がある。

- **海外への個人データの移転**

ベトナム国民の個人データを海外に移転する場合、海外にデータを移転する理由、目的、データ主体の同意を含む越境移転影響評価を作成する必要がある。当該影響評価には、データを受け取る外国企業との書面によるデータ移転に関する合意書も含めなければならない。影響評価に関する書類は、組織にて閲覧できるようにしておく必要がある。

個人データの処理日から60日以内に、所定のフォームを用いて作成された影響評価を1部、公安省に送付する必要がある。

また、組織は、変更があった場合には当該影響評価を更新する（そして、公安省に最新情報を送付する）ことが求められる。公安省は、海外へのデータの移転を検査する権利を有し、PDPDが遵守されていない場合には、それ以上のデータ移転を停止させることができる。



- **保護体制**

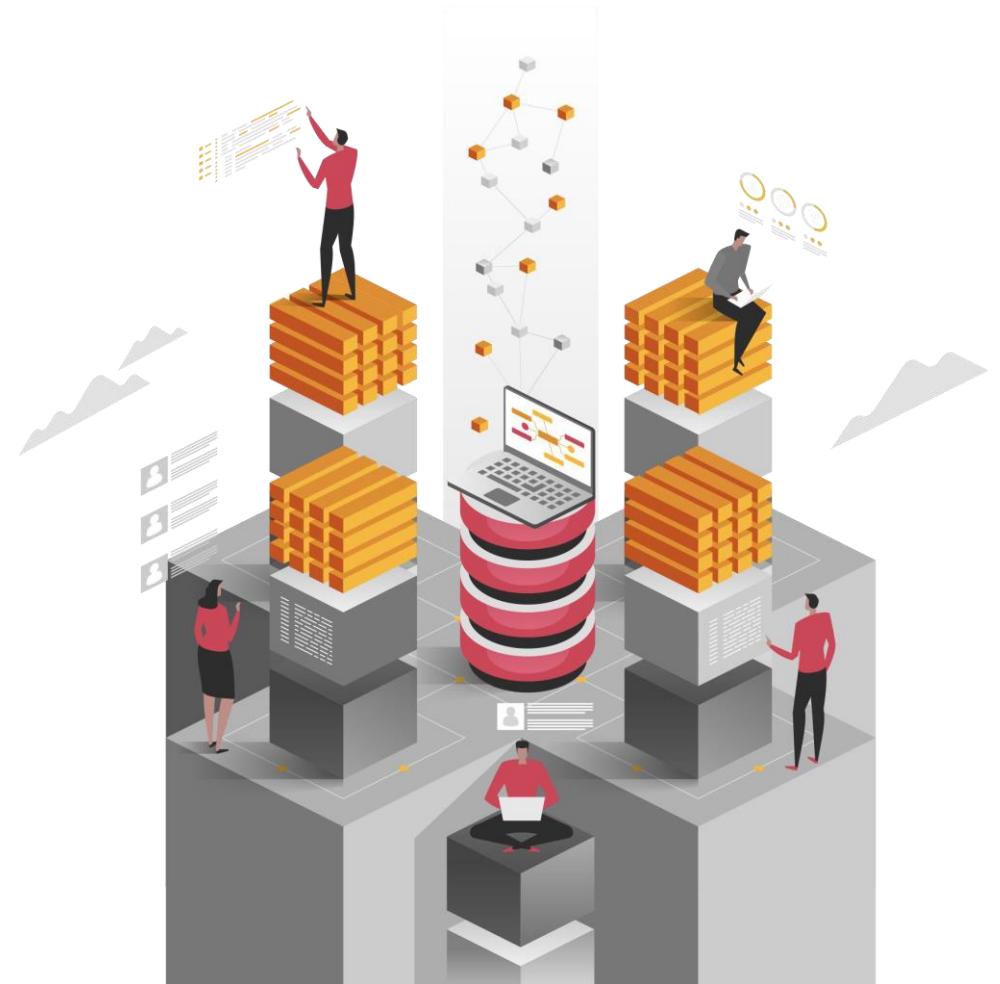
すべての組織は、PDPAの要件に沿った個人データの保護に関する社内規定の策定を行う必要がある。また、ネットワークセキュリティシステムや、72時間以内に個人データを削除する能力に関する要件も含まれる。

また、PDPAは、機微データや児童のデータを処理する組織の場合に適用される、より高いレベルの保護体制も定めている。

- **罰則**

PDPAの違反した場合の罰則としては以下が挙げられる。

- ✓ PDPAの不遵守に対する行政罰
- ✓ プライバシーを侵害する特定の行為に対する刑事罰
- ✓ 特定の活動の停止措置（海外へのデータ転送の停止など）



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
詳細についてはお問い合わせ下さい。

Hanoi office



今井 慎平/Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



小暮 寛之/Hiroyuki Kogure
シニアマネージャー
+84 32 543 6850
kogure.hiroyuki@pwc.com

HCSC office



小山 誠祐/Seisuke Koyama
シニアマネージャー
+84 90 698 9785
seisuke.k.koyama@pwc.com

www.pwc.com/vn



facebook.com/pwcvietnam



youtube.com/pwcvietnam



linkedin.com/company/pwc-vietnam